

-
- 種別：個人
 - 所属等：日鉄ソリューションズ株式会社
 - 氏名：武下 博紀
-

企業会計基準委員会様

日鉄ソリューションズ 武下と申します。

企業会計基準公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準（案）」等の公表について、以下コメントを送付致します。

【指摘箇所】

企業会計基準適用指針公開草案第 65 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」の開示例

「(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報」

【指摘内容】

当該表の中に、「主な観察できないインプット」として、「株式オプションの株式ボラティリティ」の記載があります。ここでの株式オプションの例示は、取引所取引ではなく店頭取引のボラティリティを想定している理解でよいでしょうか。

というのは、

債券価格等から求まる金利（インプライド・レート）を用いて時価評価する場合はレベル 2 の扱いで、取引所取引のオプション価格から求まるインプライド・ボラを用いて時価評価するとレベル 3 の扱いという意味である場合、一貫性が課題になると思われるためです。原資産が金利、為替等の場合のインプライド・ボラも同様です。

よろしくお願い致します。